

瑕疵担保責任における権利行使期間

東京大学大学院法学政治学研究科修士課程
民刑事法専攻 経済法務専修コース
山口憲和

一、はじめに

約款・附合契約は、従前より銀行・保険・運輸等で広く使用されてきたが、昨今のインターネットの急速な普及により、その使用範囲が拡大してきている。例えば、オフラインの物品販売は販売店と消費者間で約款・附合契約もなく行われてきたが、ネット販売では販売事業者によって一方的に作成された取引条件が消費者を拘束する。ネット販売のサイトにある販売条件のページを開くと、支払等履行の条件とともに責任の制限等の条項があることも多い。

他方、平成13年4月1日より消費者契約法が施行された。そこでは、不当条項の内容規制として8条乃至10条が設けられているが、同法との関係でかかる販売条件の有効性が疑問となることもある。

そこで本稿では、消費者がインターネットで事業者から物品（本稿では家電製品とする）を購入する場合を取り上げ、その契約条件の内、瑕疵担保責任の権利行使期間を制限する特約が有効か否かを検討していくことにする。

なお、本稿では、瑕疵による拡大損害の賠償責任を免除・制限する条項は検討の対象としない。あくまで修補・交換という責任を1年に限定した場合で考える。拡大損害の賠償は、対価性維持を目的とする瑕疵担保の修補・交換制度とは性格が異なり、被害者保護の要請が強くなるので、区別して検討したほうが良いと思うからである。

以下の検討のために具体的な対象として次のような特約を設定したい。

「本製品（家電製品）に瑕疵が発見された場合、甲（売主・メーカー）は修補または交換するものとします。ただしこの責任は本製品を乙（買主・消費者）に引き渡した日以降1年間に限られるものとし、それ以降は無料で修補・交換は応じません。」（メーカーのサイト内の通販ページにある契約条件）（以下、「本件特約」という）

二、消費者契約法の解釈

1. 趣旨

消費者と事業者との間には「情報の質・量の格差」（情報格差）、「交渉力の格差」（交渉力格差）があり、また「事業者間の競争」も期待できない。¹ このような状況下では消費者が交渉により自分の利益を守り、競争が機能しておおむね妥当な契約条項が提示されることも期待できないので、契約条項の内容が事業者の利益を一方的に顧慮したものになる危険性が高い。² かかる消費者の不利益を解消するには司法の介入が要請されることから、同法8条乃至10条が設けられた。

8条、9条では、具体的な不当条項リストを掲げ、無効となる場合を明記してある。10条はかかるリストを持たず、一般的な条項として設けられた。消費者契約は多種多様であり、将来どのような条項が出てくるかも實際上予測困難であるから、8条、9条の不当条項リストではもれが生じる。そのもれの部分を放置していたのでは消費者の利益確保は実現できないので、かかる10条が設けられたのである。³

2. 8条

同法8条1項5号は、隠れた瑕疵により消費者に生じた損害につき事業者が一切責任を負わない特約は無効とするが、同条2項1号により、事業者が修補・代品交換の責任を負う場合はその限りではないとする。本件特約は、瑕疵による損害の賠償責任を制限していないので、同法8条1項5号により無効とされることはない。

3. 8条と10条の関係

次に、8条により無効とはされないと判断された本件特約が一般条項たる10条の適用を受けるか、8条と10条との関係が問題となる。

この点、瑕疵担保責任に関する免責・責任制限の特約は、その内容が損害賠償責任の免減であれ、修補・代品交換責任の免減であれ、瑕疵担保責任条項につき明記してある8条1項5号及び同条2項だけで有効・無効が判断されるのだ、という考え方もあろう。（この見解だと、本件特約は8条だけで判断されるが、上記の通り、同条では無効とされないことから、結局、消費者契約法では無効にはならないことになる。）

他方、8条1項5号・同条2項は瑕疵による損害の賠償責任の免減特約について規定しているもので、修補・代品交換の免責・責任制限特約については8条では扱わず、10条が適用になるという考え方もあろう。（この見解だと、本件特約は10条のみで判断される。）

この論点については、上記いずれにも解しうが、本稿では判断を留保したい。本件特約の有効性をさらに検討するために、仮に後者の見解に立ったとして、以後本件特約が10条により無効となるか議論を進める。

4. 10条の解釈

10条は次のようになっているが、以下その要件を中心に検討する。

「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しな規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限…する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」

(1) 「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しな規定」（以下「広義の任意規定」という）とは何か。民商法等の制定法における任意規定（明文の任意規定）（以下「狭義の任意規定」という）のみか、それとも判例や学説上の法原則も含むのか、もっと広いものを考えるのか。

この点、立法担当官の解説では狭義の任意規定のみしか言及されていないが、⁴ 学説上は狭義の任意規定よりも広く解するものが多い。どの程度まで広がるかについては、最上級審判例ないし確立した判例、学説上確立した法原則まで広がるとする説⁵、判例法や契約類型における目的やリスク分配、契約類型に即して信義則や慣行から導かれる一定のルールも考慮されてしかるべきとする説⁶ 等ある。

思うに、狭義の任意規定が存在する領域については、当該狭義の任意規定、または、狭義の任意規定に解釈を施す必要があるならば、それを合理的に解釈した形のものが「広義の任意規定」になるであろう。ただ、合理的に解釈する際の考慮要素として、確立した判例、その他の判例、学説、慣行及び起草過程の内、どれをそれに含めるかが問題である。「広義の任意法規」とは、特約と比較する際の対象である、本来有すべき法律上の利益であることから、狭義の任意規定に解釈を施す必要があるならばその合理性を追求すべきであろう。とすると、判例、学説、慣行、起草過程もみな解釈の考慮要素に含めるべきであろう。ただし、問題となる案件の個別事情はもちろん、消費者契約であるという事実もこの段階では評価に入れない。「広義の任意規定」が比較の対象であることから、一般性・客観性が求められるところ、これらの要素はそれになじまないからである。これらの要素は、後で出てくる信義則に反するか否かの段階で評価すべきである。

また、狭義の任意規定さえない領域については、そもそも10条の対象外であるとする考え方もある。が、確立した法原則が明らかに働く領域であるならば、それを広義の任意規定としてよいと考える。

(2) 「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消

費者の利益を一方向的に害するもの」とは、どういう場合か。

立法担当官の解説では、消費者が広義の任意法規により本来有すべき権利を特約によって制限され（「任意規定からの乖離」）、その乖離が民法の信義則上許容される限度を超えている場合をいうとされる。⁷ つまり乖離の程度に着目する。〈見解1〉

これに対し、学説では、広義の任意規定から導き出された消費者の有すべき利益が特約の存在により毀損されることに着目し、当該特約を有効とすることによって消費者が受ける不利益と、当該特約を無効とすることによって事業者が受ける不利益とを衡量することによって信義則違反か否かが判断されるとする。すなわち、両者の利害が均衡しているならば正当な理由があるとして信義則違反にあらず、均衡がなければ正当な理由がなく信義則違反で無効となる。言い換えれば、広義の任意規定に比べて消費者に不利な特約は原則無効だが、特約の有無に関する両者の利害が均等である場合は正当理由があり有効となる。この立場では、「任意法規からの乖離」という要件は相対的に意味を喪失する。⁸ 〈見解2〉

思うに、「広義の任意規定に比べ消費者に不利な特約であれば原則無効となり、正当理由の存する場合のみ有効となる」と考える見解2の立場では、幅広く不当条項が認定され、予測可能性を持たせるといふ不当条項リスト（8、9条）を作成した意図が喪失される。また、「消費者契約は多種多様であり、将来どのような条項が出てくるかも實際上予測困難であるから、8条9条の不当条項リストではもれが生じる。そのもれの部分を放置していたのでは消費者の利益確保は実現できないので、一般規定たる10条が設けられた。」という10条の趣旨に鑑みると、10条はあくまで補充的であるところ、見解2のように10条で幅広く不当条項を認めることは、この補充性に反する。⁹

見解1ならば、広義の任意規定と特約との間に乖離があるだけでは無効とはならず（原則有効）、乖離の程度が信義則上許容される限度を超える場合のみが無効となることから、予測可能性を持たせるといふ8条、9条の趣旨を侵害するおそれは少なく、また10条の補充性にも反しない。従って、見解1が妥当であろう。

(3) 価格や契約の中心部分を定める条項も10条の適用対象となるのか。

契約の主要目的に関する条項または物品・権利・役務の価格・対価に関する条項（中心条項）は、本条の対象から除外されるという見解がある。これらの条項は、消費者と事業者との間でなされる取引の本体部分を構成し、それは基本的に市場の取引において決定され、国家の介入は抑制されるべきであるからだと説く。¹⁰

これを疑問視する意見も有力にある。中心条項を対象から除外するという見解は、給付・対価については市場経済秩序の中で、市場メカニズムにより自立的に調整される、という理解を基礎とするが、これが成立するには、中心条項とそれ以外の付随的条項との区別が可能であること、中心条項について消費者が合理的に判断・決定できるだけの基盤が契約準備交渉・締結段階で整備されていること、市場において競争メカニズムが完全に機能していること、が不可欠である。しかしこれらの前提条件が整っているのか疑問であり、司法による介入・調整が必要と説く。¹¹

思うに、以下の理由により中心条項は、たとえ市場メカニズムにより自立的に調整されなくとも、私法法規によって無効とするのになじまない、と考える。

たとえば、談合の事実はないものの販売業者間の地理的距離が離れている等の原因で事実上競争が働いておらず、それにより高値での販売となっていた場合、販売業者が消費者と結ん

だ契約の給付・対価条項は私法上どこに無効原因があるのか。談合の事実はないから法違反はない。確かに、消費者は競争が働いている時と比べ高額で購入しているという意味では事実上不利益を被っているが、業者には競争しなければならないという義務があるわけではないし、安く売らなければならないという義務もないので、消費者の不利益を回避するという法的義務は事業者にはない。従って、給付・対価条項を無効とする理由がない。

たとえ、司法が中心条項に介入するとしても、裁判所はどうやって給付・対価条項の無効を判断できようか。判断にあたっては、あるべき対価額、給付内容を設定しなければならないし、それと問題となる給付・対価条項とを比較してどの程度乖離があれば違法・無効にあたるか判断しなければならない。いずれも相当困難であろう。

このように中心条項は、市場メカニズムによって自立的に調整されなくとも私法法規によって無効とするのにはなじまず、よって、消費者契約法の内容規制の対象にはならないと考える。

三、現行民法における瑕疵担保責任の権利行使期間

1 瑕疵担保責任の権利行使期間を制限する本件特約が消費者契約法10条により無効となるかを検討するにあたり、先述の通り、本件特約と広義の任意規定とを比較することになる。そこで、この広義の任意規定が如何なるものかを見極める必要がある。手順としては、狭義の任意規定では、瑕疵担保責任の権利行使期間はどのように定めているかを確認する。その際、瑕疵担保責任の法的性質との絡みで債務不履行責任と瑕疵担保責任との関係が問題となる。また狭義の任意規定を合意的に解釈すべく、立法時はどのように考えていたのか、目的物引渡という点では類似する請負と比較するとどうなのか、という点を見ていくことにする。

2 「瑕疵担保責任」の権利行使期間とこれまで言ってきたが、売買目的物の瑕疵に関する売主の責任は瑕疵担保責任条項（民法570条）だけから導かれるのではなく、債務不履行責任（民法415条）もある。これら2制度の関係は570条の法的性質として議論されてきたが、まずこの点を簡単に振り返ってみたい。

(1) 学説

法定責任説では次のように考える。

特定物売買の場合、瑕疵は原始的の一部不能であり、売主は完全履行義務を負わない。しかし、売買が有償契約であることに鑑みて善意の買主を救済する必要があり、また売買の信用を保護するため、570条という法定責任を設けた。¹²

不特定物売買の場合、当該種類全部について瑕疵がない限り瑕疵による一部不能とはなり得ず、売主は完全履行義務を負う。従って瑕疵ある物の買主は債務不履行責任（完全履行請求権、損害賠償（民法415条）及び解除権（民法541・543条））で救済される。

よって570条は特定物売買にのみ適用され、不特定物売買には適用されない、とする。

これに対し契約責任説と呼ばれるものは次の通り考える。

特定物・不特定物を問わず、買主は可能な限り完全履行請求権を有し、その限りでこれに対応する売主の債務として完全履行義務がある。瑕疵担保責任は債務不履行責任の特則とされ、これらが互いに抵触する時は、前者が適用され、そこに規定のない事項に関して、債務不履行に関する規定ないし考え方が適用される。¹³

特則たる瑕疵担保責任と一般則たる債務不履行責任との関係については、種々見解があるものの、瑕疵担保責任の債務不履行責任一般に対する特則性は、隠れたる瑕疵及びそれと結びついた1年の期間制限にあり、他の要件及び効果はすべて債務不履行責任の一般原則による、という見解が有力である。¹⁴

確かに、例えば、絵画や骨董品の売買のように不代替物の売買の場合や、個人間での中古品の売買のように修理・交換を期待できない場合は、目的物に原始的に瑕疵があると、瑕疵なき物を給付することは不能であり瑕疵なき物を給付する債務はそもそも発生していないことが多かろう。そういう取引領域では、買主救済として損害賠償請求権と解除権のみを認めれば十分とも思える。

しかし、かかる取引領域は極めて限定されており、特定物売買の多くは完全履行義務を認めても良いと思われる(消費者が業者から土地・建物を買い受ける場面も然り)。また、買主に対し瑕疵発見後1年以内に権利行使することを求める民法566条3項を特定物売買という限定された領域だけに適用するのは合理的でない。したがって、現在の多数説である契約責任説を指示したい。

(2) 判例

最判昭36.12.15(民集15・11・2852)では、買主が瑕疵の存在を認識した上で、これを履行として認容し売主に対し瑕疵担保責任を問う場合は瑕疵担保責任を、その他の場合は債務不履行責任を、売主は負うものと判示した。

3. 本件特約は家電製品という不特定物売買のものであるが、上記学説・判例から不特定物の瑕疵担保責任の権利行使期間はいつまでといえるか。

判例に従えば、買主が瑕疵の存在を認識した上で、これを履行として認容し売主に対し瑕疵担保責任を問うという、まず考えられない場合を除き、債務不履行責任の適用となる。とすると、修補・交換等は債務不履行責任に基づくものとなり、権利行使期間は履行期より10年となる(民法167条1項)。

法定責任説でも、不特定物売買ならば債務不履行責任の適用なので同じく10年となる。

契約責任説を採用すると570条は給付義務(財産権移転義務)の不履行責任であり、債務不履行一般に関する特別であるから、瑕疵を知った時から1年の期間制限(民法566条3項)の他に履行時から10年の消滅時効(民法167条1項)に服するものと考えられる。¹⁵

このように、判例・法定責任説と契約責任説とは結論が異なってしまう。どちらをもって広義の任意規定とするか。

先述の通り、「広義の任意法規」とは、特約と比較する際の対象である、本来有すべき法律上の利益であることから、解釈内容の合理性を追求すべきであろう。とするならば、いずれの方がより合理的かで決すればよい。思うに、瑕疵を発見してから長期間経て請求してくる買主を保護する必要はなかろう。よって、買主の瑕疵発見時から1年の行使期間を設ける契約責任説を採用すべきであろう。つまり、

買主が瑕疵を知ってから1年間

履行時から10年間

のいずれかを経過した時点で瑕疵担保責任の権利行使はできなくなる。

四、売買の瑕疵担保責任の起草過程

1. このように瑕疵担保責任は、一般の消滅時効と570条・566条3項による行使期間制限の組み合わせで成り立つが、どのようにしてかかる規定になったか、起草過程を見ることにする。なお、以下の視点で見るとする。

- (A) 短期の期間制限を設定する趣旨(一般の消滅時効以外に期間制限を設けている理由は何か)
- (B) 当該期間制限の起算点とその理由
- (C) 目的物による当該期間の区別の有無とその理由
- (D) 具体的な期間の長さとその理由

2. 旧民法

(1) 旧民法では、隠れたる瑕疵による売買廃却訴権として94条から103条において瑕疵担保責任が定められていた。

この規定により、隠れたる瑕疵のある目的物を譲り受けた買主は、契約の解除による代金返還(94条)、代金減額(95条)を請求でき、また売主が瑕疵の存在を初めから知っていた場合には損害賠償まで請求できる(96条)。

そして、買主のこれらの救済権は、目的物の引渡時を起算点とし(99条2項)、不動産については6ヶ月、動産については3ヶ月、動物については1ヶ月の期間のみ行使することができる(99条1項)。ただし買主が瑕疵を知った場合は、これらの期間は半減する(ただし残期間が半分を超える場合に限り)(99条3項)。また買主は、意外の事情または不可抗力により右期間に隠れたる瑕疵を知りえなかったことを立証した場合は、期間満了後も権利行使が可能であるが、意外の事情・不可抗力が止んだ時より通常期間の3分の1の期間内に権利行使しなければならない(99条4項)。

(2) 本条について起草者ポアソナードの見解及び当時の解説書の説明は以下の通りである(上記視点毎に記す)。

(A) 99条1項のように、一般の消滅時効以外に短期の期間制限を設ける理由についてポアソナードは明確には述べていない。なお、彼は99条3項に関する説明で、かかる出訴期間を設けているのは買主に隠れたる瑕疵を発見させるため、または買主に瑕疵あることを知る機会を与えるためであって、そうでなければこのような期間を与えることはない、と述べる。

¹⁶ このことから、そもそも提訴は可及的速やかに行うべき、という前提があるものと思われる。

他方、当時の解説書を見ると、期間制限を設けた趣旨は、売買取引の安全の保護、濫訴防止、または契約時における瑕疵の存否が分からなくなるから、という点に求められている。¹⁷

(B) 当該期限の起算点を契約時ではなく、引渡にしているのは、「該物件ヲ所持シ始メタル以上ニ非サレハ買主之レニ瑕疵アルコトヲ知ラシメサレハナリ」¹⁸。

(C・D) 目的物の種類毎に期間を分けている点、及びその具体的な長さは、イタリア民法に倣っている(ただし不動産の期間については、イタリア民法では1年であるところ6ヶ月で十分であるとして短縮している)。¹⁹ その理由につきポアソナードは明確に述べていない。しかし、先述の通り、出訴期間を設ける趣旨は買主に瑕疵あることを知る機会を与えるためであることから、同期間の長さは買主が瑕疵を発見するのに必要な時間を基準としているのであろうし、そうすれば目的物の種類ごとに期間が異なることは当然といえよう。

他方、解説書によれば、やはり、瑕疵を容易に発見できる目的物については短い期間を、発見が困難なものは長い期間を与えた、と解説している。また、動物・動産は1ヶ月、3ヶ月で瑕疵が発見できるが、不動産については瑕疵発見に1年は必要であり、法文は不十分と述べている。²⁰

3. 現行民法

では、なぜ現民法になって「瑕疵を知ってから1年間」という規定になったのか。法典調査会の議論では、梅謙次郎が564条の趣旨説明の中で次のように述べている。

「一部追奪ノ場合ハ解除ノ場合ハ若モソレガ買主ノ所有デナカタナラハ買主ハ買主ナカタデアラウサウ云ウ場合ノ証明ハ其時ノ事情ヲ調べナケレハナラヌ所ガ余リ時カ立チマス分ラヌ本案デハ普通ノ原則ハ二十年ニナツテ居リマスカラ少シハ宜イガ若シ二十年モ前ニ斯ウ云ウ事情ガアツタナラバ買主ハカタデアラウト云フ場合ニ依テハ何ノ為ニ買主タカ分ラヌコトガアラウト思ヒマスカラ是ハ長イ時効デハ不便デアラウ又代価減少ト云フテモ其代価減少ト云フノハ当時ノ代価ノ割合ニ応ジテ減少スルト云フノデアリマスカラ保証人ノ場合ハ雑作ハナイガ其他ノ場合ハ面倒デアルソレデ旁々以テ期間ヲ短カクシテ置キマシタ事ヲ知ツテカラ一年此位ガ丁度宜イ知ツテカラ一年モ打捨テテ置ケバ権利抛棄ト見テ宜シ

イト思ツテ一年トシテ見マシタ」²¹

(旧民法の瑕疵担保責任規定が物件ごとに分類して引渡時を起算点とする短期の出訴期間を設けていることについて)「(梅謙次郎)是ハ其瑕疵ニ付テハ理由ハ十分アル然ウ云ウ規定ノアルノハ宜イ併シ如何ニモ煩ハシイ規定テ少シ杓子定規ノ嫌ヒガアリマスカラ寧口ツツテカラ一年ト云フ方ガ善クハナイカ」²²

また第571条(現行570条)の提案説明では、梅は欧州各国の瑕疵担保責任期間について言及するものの、なぜ「瑕疵を知ってから1年」としたか、具体的な根拠は明らかにしていない。

上記各視点ごとに梅の見解を整理すると、次のようになる。

(A) 消滅時効以外に短期の期間制限を設けるのは、売買時から長期間が経てば売買当時の状況が分かりにくくなり担保責任の追及が難しくなるからである。

(B・C) 期間の起算点を瑕疵の存在を知った時にしているがその根拠ははっきりしない。なお、目的物の種類ごとに区別し引渡時を起算点とする出訴期間を設ける旧民法の手法には一定の理解を示すものの、煩わしい、杓子定規という理由でこれを採用していない。

(D) 1年という具体的な数字は、買主が瑕疵の存在を知ってから1年も行使しなければ権利放棄と考えてよいからである。

4. 旧民法・現行民法を比べて

	旧民法	現行民法
A 短期期間制限の趣旨	売買取引の保護、濫訴防止、真実発見の困難化防止	真実発見の困難化防止
B 起算点	引渡時 <理由>買主に瑕疵発見の機会が与えられるから	買主が瑕疵を発見したとき <理由>不明
C 目的物の種類による区別	区別する <理由>瑕疵発見に要する時間にバラツキ	区別しない <理由>区別すると煩わしく杓子定規
D 短期期間制限の具体的な長さ	不動産：6ヶ月、動産：3ヶ月、動物：1ヶ月 <理由>瑕疵発見に要する時間	瑕疵発見より1年 <理由>1年も行使しなければ権利放棄と考える

この比較をもとに若干考察する。

目的物の種類ごとに引渡時を起算点とする権利行使期間を設ける旧民法の方法と、目的物の種類による区別をせず単に瑕疵発見時から1年と権利行使期間を区切る現行民法の方法。結論は異なるものの、背景思想は同じであると考えられる。それはすなわち、「買主が瑕疵を発見できるのに時間が必要ならば、それまでは権利行使できるようにしてあげよう」という思想である。これは権利行使の長期化の要素である。

他方、旧民法・現行民法とも、それぞれ権利行使期間を短期にする趣旨を有している。旧民法・現行民法に共通する趣旨として、真実発見の困難化の防止(時間が経つと、契約時に瑕疵が存在していたか否かが判断できなくなってくる)が存し、旧民法では更に売買取引の保護、濫訴防止が追加される。こちらは権利行使の短期化に働く。

したがって、旧民法・現行民法ともこれら権利行使の短期化の要素と長期化の要素のバランスで規定が作られたといえる。ただ、現行民法起草者は、旧民法と異なり、権利行使期間を具体的に決められないとして目的物の種類毎に期間を設定する手法を採らず、瑕疵発見時を起算点とする手法を採用したのだと考える。

五、請負の瑕疵担保責任の権利行使期間(その内容と起草過程)

次に請負の瑕疵担保責任、その権利行使期間及び起草過程を見てみる。なぜ請負を取り上げるかということ、目的物の引渡債務を有するという点では売買と共通すること、取引実務においては売買と請負の中間的存在である製作物供給契約も相当数あり、売買と請負とはかなり近い関係にあること、が理由である。

1. 現行民法の請負の瑕疵担保責任は瑕疵修補、損害賠償、契約解除である。その法的性格は争いはあるものの、559条の特則(つまり売買の瑕疵担保責任条項は適用されない)であるとともに、債務不履行責任の特則でもあるとするのが通説である。²³ 現行民法の条文上では、注文者が瑕疵担保責任を追及することができるのは仕事の目的物の引渡より1年間である(民法637条第1項)。また土地の工作物の請負の場合、工作物または地盤の瑕疵については引渡後5年間、石造、土造、煉瓦造、金属造の土地の工作物については引渡後10年となる(同638条)。

売買と比べ、責任期間の起算点が引渡時である(B)、目的物の種類によって期間の長さが異なる(C)、土地の工作物特に石造、金属造等においては10年と長期になっている(D)、という特色があるといえよう。

2. では、現行民法の起草過程では、どのように議論されたのであろうか。²⁴

(A) 短期期間制限を設ける趣旨については、法典調査会では明確にされなかったものの²⁵、制定後発行された起草者の解説書では、注文者は瑕疵担保請求権の行使を怠ってはならないので長期間これを存続させる必要はない、長期間にすると永く法律関係を不確定な状態にする(請負人の経済上の地位を乱す虞がある)、瑕疵の存否、大小、性質を知るのが困難になる、が挙げられている。²⁶

(B) 引渡を起算点とする点についても、法典調査会では明確にされなかったものの²⁷、制定後発行された起草者の解説書では注文者が権利行使可能な時点から起算するのが当然としている。²⁸

(C) 目的物の種類毎に期間が異なる点について、現行民法638条の法典調査会における穂積陳重の提案趣旨及び起草者の解説書によれば、土地の工作物につき特別に責任期間を長くしている理由として、土地の工作物に関する請負は通常大事業であり目的物に瑕疵がある場合に注文者に多大な損害を与えること、また瑕疵の発見が注文者にとって容易ではないことが挙げられている。^{29 30} また土地の工作物において二つに期限を区別(5年と10年)した理由は、主として工作物の性質上比較的瑕疵を発見しやすか否かにより適宜の斟酌を加えたに他ならない、とする。³¹

(D) 土地の工作物以外の1年という具体的な長さについては、法典調査会での議論でも起草者の解説書でも根拠は明らかではない。しかし、売買の瑕疵担保責任をかなり意識していたことは確かである。³² 土地の工作物の内、土造、石造、煉瓦造等につき10年としているのは、法典調査会での説明によれば、フランス、スペイン等で10年としていること、大規模な工事であることに鑑み、旧民法の区分の内長いものを採用したとのことである。³³ その他の土地の工作物の5年という具体的な数字については、特に理由はないが、土造、石造、煉瓦造等の半分にしてみた、ということである。³⁴

なお法典調査会の審議では、土地の工作物について、5年でも長い、10年などはあまりにも長すぎる、よって5年とのみ定めて必要に応じて契約で期間を延ばせばよいのではないか、という意見があった。普通の請負人であって資力の少ない者には酷ではないか、長期にわたって責任が及ぶような仕事を請け負わなくなるのではないか、というのがその理由である。³⁵

これに対し、穂積は、請負仕事は実際結構いい加減なもので

あること、損害や瑕疵が生じると関係者は損害・迷惑を被る、場合によっては公益に影響が及ぶこと、注文の規模が大きくなると注文者は素人であるのに対し請負人は玄人であるから請負人の仕事をチェックしようにも注文者はそれを為しえないこと、を挙げ、それ故、10年という責任期間は甚だ長いけれども、請負人の責任を重くすべきであるし、そうすることが請負契約の性質に適し、実際にもこの方がよいと反論している。

36

3. 現行民法の起草過程の議論につき若干考察する。

土地の工作物の瑕疵担保責任につき、工作物の性質上比較的に瑕疵を発見しやすか否かにより期限を2つに区分していることから、請負においても「買主が瑕疵を発見できるのに時間が必要ならば、それまでは権利行使できるようにしてあげよう」という思想が働いていると思われる。とすると、ここでも「請負取引（請負人）の保護、真実発見の困難化防止」という短期化の要素と、「買主が瑕疵を発見しうるまでは権利行使できるようにしてあげよう」「請負人の責任強化」という長期化の要素が衝突していることになる。ではなぜ売買みたいに「瑕疵を発見してから 年」という定め方をしなかったのだろうか。思うに、責任強化政策のもと、請負人に対して重い責任を示すという趣旨で引渡から5年、10年と明記したのではないか。先述のとおり、実際、法典調査会の議論でも、5年でも長い、10年はあまりにも長すぎるから638条1項但書を削除すべきとの意見がありながら、請負人の責任強化の理由でそのまま採用になったという過程を見ても、あえて重い責任を明記するという趣旨があったのであろう。

4. 売買・請負の立法過程をながめて

(1) 売買・請負とも期間制限の趣旨として「真実発見の困難化防止（時間が経つと、契約時に目的物に瑕疵が存在していたか否か、の判断が困難となる）」「事業者の保護」があった。また売買・請負とも「買主が瑕疵を発見しうるまでは権利行使ができるようにしましょう」という思想を有して、これら短期化の要請と長期化の要請のバランスで、それぞれの規定が定められていたといえよう。

(2) 請負においては請負人の責任強化の政策により引渡より5年、10年という重い責任が明記された。これに対して売買は、短期期間制限の起算点を瑕疵発見時に求めたため、一般消滅時効（履行期より10年）と短期期間制限（瑕疵発見から1年）という2つの組み合わせにより、最長で履行期より10年という長い権利行使が可能になった。では、この売買の10年と請負の10年とは意味合いが同じなのであろうか。思うに、起算点を瑕疵発見時にしたのは、先述のとおり瑕疵発見に要する時間を目的物の種類ごとに決めきれなかったからであり、立法者には、売主は10年間責任を負うべしという積極的意思はなかったのだと思われる。売買における瑕疵担保責任の権利行使期間が最長10年なのは、政策的意図がはっきりしている請負とは異なり、結果としてそうなったのだといえよう。

かかる起草時の状況を重視するならば、当事者間の契約で期間制限を設ける場合、売買の方が制限しやすい、つまり任意性においてより弾力的であるように思われる。

六、瑕疵担保責任の権利行使期間に関する更なる解釈

以上のような立法事実をもとに、現行民法にける売買の瑕疵担保責任の権利行使期間につき、更に解釈してみる。

1. 立法時の思想として「買主が瑕疵を発見できる時まで、権利行使できるようにしてあげよう」というものがあつた。この思想を押し進めると、「買主が瑕疵を現実に見出した時」を1年間の起算点とするのではなく、「買主が瑕疵を発見すべかりし時」をその起算点にする方がより妥当という結論に帰着するであろう。確かに、買主が通常必要な手入れもすることなく、漫然と使用していたために、通常なら気づくべき瑕疵を長期に

わたって発見し損ねた場合にまで、瑕疵の現実的発見時を1年の起算点とする必要はなからう。³⁷

2. 売買の瑕疵担保責任は有償契約における対価維持の要請から導かれるものである。そうであるならば、目的物が、引渡時を起算点として、その種の物の通常使用年限を超えた場合には、買主としては代金に見合った給付を受けているといえるから、たとえ履行時から10年を超えていなくても、売主は瑕疵担保責任（修補・交換・解除）を負わなくてもよいであろう。例えば携帯電話はサイクルが短い。1年半から2年程度使えば機種変更を行う者は多い。かかる携帯電話の購入後8年経って瑕疵（購入時には存在していた瑕疵）が現れたからといって修補・交換・契約解除を認める必要はないように思える。

3. 以上の解釈から、現行民法及びその合理的解釈から導かれる瑕疵担保責任の権利行使期間（広義の任意規定）は次のようにいえよう。

買主が瑕疵を発見すべかりし時から1年間（民法570条、566条3項、及びその合理的解釈）

目的物の通常使用期間（売買の対価性から合理的解釈）

履行期から10年間（民法167条1項）

の内、一つでも経過した時点で瑕疵担保責任の権利行使はできなくなる。

七、本件特約の有効性

以上の10条の解釈に基づき本件特約の有効性を検討する。

1. この広義の任意規定と本件特約を比較すると、引渡後1年間のみしか修理・交換の責めを負わないとする本件特約は、期間の長さという点だけを見れば買主にとって不利なものといえよう（広義の任意規定と本件特約との乖離）。

2. では、かかる乖離は信義則上許容される限度を超えるものか（上記24(2)）。

(1) 本件特約による修補・交換の運用が従前の保証書によるものと同じであるならば、つまり、契約時に瑕疵が存在していたか否かをあまりうるさく問題とせずに修理・交換に依るものであるならば³⁸、買主は契約時における瑕疵の存在を立証する負担を免れることになる。かかる立証はかなり困難であることから、この免除は消費者にとって大きな利益となろう。したがって、同一特約条項において期間面では消費者に不利であっても、立証面では事業者に不利であることから、これらの不利益の度合いが均衡するのであれば、そもそも本件特約は買主を一方的に不利にするものではない、つまり広義の任意規定との間には乖離は存在しないともしいえる。

(2) では、契約時における瑕疵の存在の立証責任が買主に存する場合ならば、どうか。この場合は明らかに権利行使期間の点で消費者に不利な形で乖離が生じている。これは信義則上許容される限度を超えるものであろうか。

かかる責任制限により売買対価が下がるから一方的ではなく有効である、という主張はどうか。従前より盛んに主張されていた、いわゆる対価原則の問題である。³⁹

この点、免責・責任制限を行っても、それによるコストダウンが、完全競争状態であれ独占状態であれ、必ずしも価格低下に反映するわけではないという有力な意見がある。⁴⁰ 確かに、免責・責任制限によるコストダウンが全て価格低下に振り向けられるとは限らない。ある程度は価格に反映させるであろうが、そのことのみをもって、免責・責任制限条項は信義則上許容される限度を超えるものではないと判断できるかは、なお検討を要すると思われる。

広義の任意規定における任意性の弾力という点では、どうか。先述のとおり、起草過程から見れば、売買は請負の場合より任意性の点でより弾力的といえる。つまり売買のほうが権利行使期間の制限を為し易いように見える。ところで、請負では請負人の瑕疵担保責任を2年に短縮する旨の特約を有効と

判断する最高裁判決がある(最高裁 昭和49年3月28日第一小法廷判決)。⁴¹ 消費者契約の案件か否かは公刊物にはなく不明であるが、判断材料にはなろう。

単に権利行使期間の長短で、広義の任意規定と比較しよう。上記の通り広義の任意規定では、目的物の通常使用期間も一基準になり、それが一般消滅時効の10年より短いならば(家電製品なら大抵そうであろう)、その期間と本件特約の1年との乖離が問題となる。製品の種類にもよるが家電製品の通常使用期間は然程長くないといえ、よって1年への短縮は極端なものとはいえないのではないか。

以上の乃至の事情等を総合的に勘案して、乖離が信義則上許容される限度を超えるものか否かを判断することになるが、本件乖離はかかる限度を超えるものではないと解するのが妥当ではないか。

(3) 本件特約が中心条項と判断されることはないか。例えば、無償保証期間1年に、有料で保証期間を追加するというサービスが最近多くなっている。しかもかかる点に消費者の関心が高まってきている(例えば、パソコン)。こういった場合には、保証サービスが対価の反対給付となっていることから、本件特約は中心条項といえよう。この場合は、先述のとおり、消費者契約法10条の適用範囲外と考える。

八、おわりに

売買の瑕疵担保責任の権利行使期間という観点で、消費者契約の特約の有効性を検討してきたが、残された問題も多い。

一つは、「広義の任意規定と特約との乖離が信義則上許容される限度を超えるものである」という要件が無効基準として不明確であることである。

二つ目は、本稿では取り上げなかった損害賠償責任の免責・責任制限についてである。瑕疵担保責任による修補・交換・解除は対価維持の観点から均衡をベースに検討すればよいのに対し、損害賠償では被害者保護が最重要となるので判断枠組みが異なるように思える。今後、研究を重ねたい。

いずれにしても、消費者契約法10条の登場で、民商法等の任意規定の解釈・研究はその重要性を相当増したように思える。かかる分野の益々の発展を祈念したい。

以上

¹ 「競争」をも考慮するものとして、山本豊「消費者契約法(3)・完---不当条項規制をめぐる諸問題」法学教室No.243 56頁、落合誠一「消費者契約法」50~51頁

² 山本豊・前注1 56頁

³ 落合・前注1 145頁

⁴ 『逐条解説消費者契約法』(平成12年9月 経済企画庁発行)119~120頁

⁵ 落合・前注1 147頁

⁶ 中田邦博「消費者契約法10条の意義」法学セミナーNo.549 39頁、山本敬三「消費者契約立法と不当条項規制」NBLNo.686 22頁

⁷ 前注4・『逐条解説消費者契約法』119頁

⁸ 山本敬三・前注6 23頁、35頁、同「消費者契約法の意義と民法の課題」民商法雑誌123巻4・5号 540頁、中田・前注6 39頁

⁹ 例えば、8条と10条との関係についての解釈によっては(8条で無効とならない条項も10条で有効・無効の判断される、という解釈)、軽過失による損害賠償責任を免責・責任制限する特約も、両者の利害が均衡するという正当理由がない限り、無効となる。反面、8条で無効とされる、故意・重過失による損害賠償責任を免責・責任制限する特約が正当事由を有する場合には有効となる。こうなると、10条が特約の有効・無効を決める中心となる基準であり、8条、9条はその例示に過ぎなくなってしまう。実際、見解2を取る論者には、10条と8・9条の関係をこのように解する者もいる。こうな

れば、予見可能性を持たせるといふ8条、9条の趣旨が没却され、さらには補充的に10条が設けられたという立法過程を無視することになり、妥当ではない。

¹⁰ 落合・前注1 152~153頁、同旨、山本豊・前注1 62頁

¹¹ 潮見佳男「不当条項の内容規制」私法62号 45~47頁

¹² 円谷峻「瑕疵担保責任」法学教室No.84 36~37頁

¹³ 円谷・前注12 38~39頁

¹⁴ 森田宏樹「瑕疵担保責任に関する基礎的考察」私法51号135頁

¹⁵ 内田貴「民法」136頁、森田宏樹「売買契約における瑕疵修補請求権に関する一考察(三・完)」東北大学法学55巻2号118頁

¹⁶ ポアソナード起稿「民法草案 権利獲得方法之部 第四十二冊」(以下『民法草案』という)206~207頁、ポアソナード起稿「再閱修正民法草案註釋 第三編 上巻」(以下『再閱』という)888頁

¹⁷ ポアソナード訓定 富井正章校閲 本野一郎・城数馬・森順正・寺尾亨合著『日本民法義解 財産取得編(上)』(以下『民法義解』という)425~426頁、梅謙次郎『日本売買法』313頁、磯部四郎『民法釋義 財産取得編(上)』370頁

¹⁸ 『民法草案』206頁

¹⁹ ポアソナードの母国、フランスでは確定した出訴期限を設けず短期間に提訴するよう定めているだけであった。これでは認許・却下が裁判所に委ねられてしまい、また買主は予め受理・不受理を知りえない中で訴訟費用を払うことになる。そこでポアソナードは出訴期限を確定的な形にすべく、イタリア民法の規定を採用した。『民法草案』204~206頁、『再閱』886~887頁

²⁰ 『民法義解』423~425頁

²¹ 法典調査会『民法議事速記録 四 第85回-第110回』法務省大臣官房司司法法制調査部監修(商事法務研究会・昭和59年発行)(以下『民法議事速記録四』という)14~15頁

²² 『民法議事速記録四』15頁

²³ 幾代通・広中俊雄編『新版註釈民法(16)』136~137頁

²⁴ 旧民法と現行民法では期間がそれぞれ延びる等の変化があるのみなので、現行民法の起草過程のみを見るものとする。

²⁵ 『民法議事速記録四』562頁(民法637条の提案趣旨部分)

²⁶ 穂積陳重・富井正章・梅謙次郎校閲、松波仁一郎・仁保亀松・仁井田益太郎合著『帝国民法正解 第六巻』(以下『民法正解』という)1249~1250頁、梅謙次郎・吾孫子勝講述『民法債権』537頁

²⁷ 『民法議事速記録四』562頁(民法637条の提案趣旨部分)

²⁸ 『民法正解 第六巻』1250頁

²⁹ 『民法議事速記録四』566頁

³⁰ 『民法正解』1247頁

³¹ 『民法正解』1248頁

³² 『民法議事速記録四』562頁(民法637条の提案趣旨部分)

³³ 『民法議事速記録四』566~567頁

³⁴ 『民法議事速記録四』567頁

³⁵ 『民法議事速記録四』570頁 土方寧発言

³⁶ 『民法議事速記録四』571頁

³⁷ 廣瀬久和「買主において売主を知ることができない場合における民法564条所定の期間の起算点」(昭和48年7月12日第一小法定判決評釈)法学協会雑誌93巻1号143頁、星野英一『民法論集』221頁

³⁸ 松本恒雄「品質保証書と瑕疵担保責任」法学セミナーNo.463 89頁

³⁹ 伊藤進「販売約款」法律時報54巻6号51頁以下、等。

⁴⁰ 廣瀬久和「約款規制への一視点(上)(中) 対価との関連性」ジュリストNo.828 95頁以下、同No.831 80頁以下

⁴¹ 金融法務事情No.718 32頁